

		十五 その他	1 農林漁業金融公債償還調査委員規 則第2条の規定に 基づく委嘱の受諾												
生産振興課	略	生産振興課	略	六 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例(平成12年鳥取県条例第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務										鳥取二十世紀梨記念館長
	略	六 略	略	七 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則(平成13年鳥取県規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務										鳥取二十世紀梨記念館長
	略	八 略	略		略	九 略	略	畜産課	一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づく知事の権限に属する事務	略	畜産課	一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づく知事の権限に属する事務	略	略	略
	略	略	略	四 家畜改良増畜法(昭和25年法律第209号)に基づく知事の権限に属する事務	9 同法第19条第2項の規定による家畜人工授精術に対する免許の取消し又は業務の停止の命令	四 家畜改良増畜法(昭和25年法律第209号)に基づく知事の権限に属する事務	9 同法第19条第2項の規定による家畜人工授精術に対する免許の取消し又は業務の停止	五 家畜改良増畜法施行規則(昭和25年農林省令第36号)に基づく知事の権限に属する事務	略	略	五 家畜改良増畜法施行規則(昭和25年農林省令第36号)に基づく知事の権限に属する事務	略	略	略	略
	略	略	略	十九 薬事法に基づく知事の権限に属する事務(動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合)	7 同法第36条の4第2項の規定による医薬品の販売等にに従事する者の登録	十九 薬事法に基づく知事の権限に属する事務(動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合)	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	十九 薬事法	略		略	十九 薬事法	略		略	略	十九 薬事法	略	略	略	略
	略	十九 薬事法	略		略	十九 薬事法	略		略	略	十九 薬事法	略	略	略	略

	に限る。) 項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可									
	9 同去第39条第4項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可の見直し								家畜保健衛生所長	
	10 略									
	11 略									
	12 略									
	13 略									
	14 略									
	15 略									
	16 略									
	17 略									
	18 略									
	二十 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務(動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。)	略								
	二十一 動物用医薬品等取締規則(平成16年農林産省令第107号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第12条の規定による配量販売業又は特許販売業における販売指定品目の変更又は追加の申請							家畜保健衛生所長	
		2 同令第15条の9第2項の規定による販売従事登録証の交付								
		3 同令第15条の10の規定による販売従事登録事項の変更届の受理								
		4 同令第15条の11の規定による販売従事登録の消却申請の受理								
		5 同令第15条の12の規定による販売従事登録証の書換え交付								
		6 同令第15条の13の規定による販売従事登録証の再交付								
	二十二 略									
二十三 略										
二十四 略										
二十五 略										
耕地課 一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事	略									
	9 同去第18条第17項(同去第38条第							総合事務所長		

	に限る。) 項の規定による高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の許可									
	8 略									
	9 略									
	10 略									
	11 略									
	12 略									
	13 略									
	14 略									
	15 略									
	16 略									
	二十 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	略								
	二十一 略									
	二十二 略									
	二十三 略									
	二十四 略									
	耕地課 一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事	略								
9 同去第18条第17項(同去第38条第									総合事務所長	



による土地改良区及び土地改良区連合の清算結了の届出の受理									
34 略									
35 略									
36 略									
37 略									
38 略									
39 略									
40 略									
41 略									
42 略									
43 略									
44 略									
45 略									
46 略									
47 略									
48 略									
49 略									
50 略									
51 同法第37条の2第10項及び同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請									総合事務所長
52 同法第37条の2第10項及び同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第7項の規定による関係権利者全員の同意の取得									総合事務所長
53 略									
54 略									

30 略									
31 同法第76条第2項(同法第4条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区及び土地改良区連合の解散又は清算を監督する裁判所からの意見の求め又は調査の嘱託に対する回答									
32 同法第76条第3項(同法第4条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区及び土地改良区連合の解散又は清算を監督する裁判所に対する意見									
33 略									
34 略									
35 略									
36 略									
37 略									
38 略									
39 略									
40 略									
41 略									
42 略									
43 略									
44 略									
45 略									
46 略									
47 略									
48 略									
49 同法第37条の2第10項(同法第37条の3第6項において準用する場合を含む。)において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請									総合事務所長
50 同法第37条の2第10項(同法第37条の3第6項において準用する場合を含む。)において準用する同法第5条第7項の規定による関係権利者全員の同意の取得									総合事務所長
51 略									
52 略									

55 略	53 略
56 略	54 略
57 略	55 略
58 略	56 略
59 略	57 略
60 略	58 略
61 略	59 略
62 略	60 略
63 略	61 略
64 略	62 略
65 略	63 略
66 略	64 略
67 略	65 略
68 略	66 略
69 略	67 略
70 略	68 略
71 略	69 略
72 略	70 略
73 略	71 略
74 略	72 略
75 略	73 略
76 略	74 略
77 略	75 略
78 略	76 略
79 略	77 略
80 略	78 略
81 略	79 略
82 略	80 略
83 略	81 略
84 略	82 略
85 略	83 略
86 略	84 略
87 略	85 略
88 略	86 略
89 略	87 略
90 略	88 略
91 略	89 略
92 略	90 略
93 略	91 略
94 略	92 略
95 略	93 略
96 同去第132条第1 項の規定による土 地改良区等(同法)	94 同去第132条第1 項の規定による土 地改良区等(同法)
総合事務所長	総合事務所長

第84条の規定において準用する場合を含む。以下97及び98並びに100から103までにおいて同じ。)に対するその事業に関する報告の徴収																				
97 同法第32条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施																				総合事務所長
98 同法第33条の規定による土地改良区等の事業又は会計の状況の検査の実施																				総合事務所長
99 97及び98に係る検査に従事する職員 の任免及び身分を示す証票の交付 (一) 本庁に所属する職員に係るもの (二) 総合事務所 に所属する職員 に係るもの																				総合事務所長
100 同法第34条第1項の規定による違反行為に対する措置命令																				総合事務所長
101 略																				
102 略																				
103 略																				
104 同法第36条第21項により準用する同法第11項の規定において準用する第52条第5項(第53条の4第2項(第36条の4において準用する場合を含む。))及び																				総合事務所長

第84条の規定において準用する場合を含む。以下95及び96並びに98から101までにおいて同じ。)に対するその事業に関する報告の徴収																				
95 同法第32条第1項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施 (一) 土地改良区等のうち土地改良区(300ヘクタール以上の地域をその地区とするものに限る。)及び土地改良区連合に係るもの (二) (一)以外のもの																				総合事務所長
96 同法第33条の規定による土地改良区等の事業又は会計の状況の検査の実施 (一) 土地改良区等のうち土地改良区(300ヘクタール以上の地域をその地区とするものに限る。)及び土地改良区連合に係るもの (二) (一)以外のもの																				総合事務所長
97 95及び96に係る検査に従事する職員 の任免及び身分を示す証票の交付																				
98 同法第34条第1項の規定による違反行為に対する措置命令 (一) 土地改良区等のうち土地改良区(300ヘクタール以上の地域をその地区とするものに限る。)及び土地改良区連合に係るもの (二) (一)以外のもの																				総合事務所長
99 略																				
100 略																				
101 略																				
102 同法第36条第21項により準用する第11項の規定において準用する第52条第5項(第53条の4第21項(第96条の4において準用する場合を含む。))及び第99条																				総合事務所長



<p>5 同去第10条の6第1項の規定による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知</p>								<p>総合事務所長</p>
<p>6 同去第10条の11第2項の規定による要間伐森林又はその立木についての所有権の移転等に関する調停</p>								
<p>7 同去第10条の11の4第1項の規定による分収育林契約を締結すべき旨の裁定</p>								
<p>8 同去第10条の11の7の規定による分収育林契約の解除の承認</p>								
<p>9 同去第10条の14第2項の規定による森林整備協定の締結のあっせん</p>								
<p>10 同去第19条第1項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一) 二以上の総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>								<p>総合事務所長</p>
<p>11 同去第19条第1項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理</p>								<p>総合事務所長</p>
<p>12 同去第19条第3項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一) 二以上の総合事務所所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>								<p>総合事務所長</p>
<p>13 同去第50条の規定による土地の使用権設定に関する協議をすることについての認可、当該土地の所有権等からの意見の聴取又は当該土地の所有者等に対する認可をした旨の通知若しくは告示</p>								
<p>14 同去第53条の規定による土地の使用権を設定すべき旨の裁定及び裁定の申請者に対する裁定をした旨の通知</p>								



		15 同法第66条の規定による水剤における工作物の使用等に関する協議をすることについての認可									
		16 同法第88条の規定による森林所有者等に対するその施業の状況に関する報告の聴取又は他人の森林への立入りによる測量、実地調査、標識建設若しくは立木竹の伐採									
二 入会権等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第1項の規定による入会権整備計画の適否の決定及びその旨の通知									総合事務所長
	2	同法第7条第2項の規定による異議申出に対する協議の命令									総合事務所長
	3	同法第8条の規定による協議が整わない場合の調停、調停案の作成及び報告									総合事務所長
	4	同法第10条の規定による申請の却下									総合事務所長
	5	同法第11条第1項の規定による入会権整備計画の認可									総合事務所長
	6	同法第11条第2項の規定による必要な金銭の供託									総合事務所長
	7	同法第14条第1項の規定による入会権整備計画に關係のある土地の分割又は合併の手續									総合事務所長
	8	同法第14条第2項の規定による入会権整備計画に係る土地についての登記の嘱託									総合事務所長
	9	同法第14条第3項の規定による権利の取得に関する登記の嘱託									総合事務所長
	10	同法第22条第1項の規定による旧償使用林権整備計画の認可									総合事務所長
	11	同法第22条第3項の規定による必要な金銭の供託									総合事務所長
	12	同法第23条第2項において準用する同法第14条の規定による旧償使用林権整備計画に係る必要な登記の嘱託									総合事務所長
三 林業経営	1	同法第2条の2									

	基盤の強化等の促進のための資金	第1項の規定による基本構想の策定及び変更							
	の融資等に関する暫定措置法(昭和64年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第2条の2第3項の規定による基本構想策定に際しての農林水産大臣への協議							
		3 同法第2条の2第4項の規定による基本構想の公表							
		4 同法第3条第3項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一) 二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		5 同法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画が適当である旨の認定 (一) 二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
		6 同法第10条の規定による森林所有権の移転等のあるせん (一) 二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
四	林業労働力の確保に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による基本計画の策定及び変更							
		2 同法第5条第3項の規定による改善計画についての計画の認定							
		3 同法第6条第1項の規定による改善措置についての計画の変更の認定							
		4 同法第6条第2項の規定による改善措置についての計画の認定の取消し							
		5 同法第11条第1項の規定による林業労働力確保支援センターの指定							
		6 同法第11条第3項の規定による林業労働力確保支援センター変更届出書の受理							
		7 同法第19条の規定による資金貸付業務規程の認可及び変更の認可							
		8 同法第20条第1項の規定による事業計画書及び収支							

		予備書の廃可								
		9 同法第22条の規定による林業労働力確保支援センターに対する報告書の提出の要求								
		10 同法第23条の規定による林業労働力確保支援センターに対する監督命令								
		11 同法第24条の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し								
五 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条第1項の規定による指定区域の指定								
	2	同法第2条第2項の規定による指定の公表								
	3	同法第3条第1項の規定による指定区域の区域の変更又は指定の解除								
	4	同法第3条第2項の規定による変更又は解除の公表								
	5	同法第4条第4項(同法第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の認定								
	5の2	同法第4条第5項(同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取								
	6	同法第4条第6項(同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取								
	7	同法第4条第8項(同法第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣への報告								
	8	同法第5条第2項の規定による事業計画の認定の取消し								
	9	同法第6条第2項の規定による協議の受理								
10	同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の認定の取消し (一) 二以上の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外の									

総合事務所長

		もの																			
		11 同法第16条の規定による報告の要求																			
	六 林業・木材産業の産材資金助成法（昭和61年法律第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画が適当である旨の認定 （一）二以上の総合事務所の所管区域に係るもの （二）（一）以外のもの																		総合事務所長	
	七 その他の事務	1 県営林事業の執行 （一）鳥取県森林整備事業取扱要綱及び鳥取県建設工事施行規則の適用を受ける事業の執行に係る事務並びに管理に係る事務 （二）物産事務所取扱規則の適用を受ける生産品処理に係る事務 （三）公有財産事務所取扱規則の適用を受ける山林の評価、処分に係る事務 （四）森林法第11条第1項の規定による森林施業計画の認定請求に係る事務 イ 二以上の総合事務所の所管区域に係るもの ロ イ以外のもの																		総合事務所長	
		2 鳥取県県庁行造林実施要綱（昭和23年鳥取県告示第97号）に基づく次の事務 （一）同要綱第4条の規定による造林の選地の選定又は申請者の造林方法等についての契約の締結 （二）同要綱第5条の規定による県行造林事務に係る地上権の設定																			総合事務所長
		3 災害時において県営林を緊急に伐採する等の財産の処分																			総合事務所長
		4 県営林道事業の市町村等負担金に係る市町村との協議及び負担金の徴収																			総合事務所長
森一 森林法に 林保 全課	に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条の2第1項の規定による開墾行為の許可 （一）土地の面積が40ヘクタール未満の開墾行為の許可（二以上の総合事務所の																			総合事務所長

	所管区域に係るものを除く。) (二) (一)以外のもの								
	1の2 同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び市町村長の意見聴取 (一) 土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの(二)以上の総合事務所所管区域に係るものを除く。) (二) (一)以外のもの							総合事務所長	
	2 同法第10条の3の規定による開発行為の中止の命令又は復元に必要な行為をすべき旨の命令							総合事務所長	
	3 同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定申請の進達								
	4 同法第26条の2の規定による保安林(面積が10ヘクタール未満のものに限る。)の指定の解除及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定の解除申請の進達(面積が10ヘクタール未満のものに限る。)								
	4の2 同法第27条第1項の規定による保安林の指定の申請								
	5 同法第27条第1項の規定による保安林の解除の申請							総合事務所長	
	6 同法第30条及び同法第30条の2の規定による告示及び森林所有者等に対する通知								
	7 同法第31条の規定による保安林子定森林における立木竹の伐採等の禁止								
	8 同法第32条第1項の規定による意見書の受理								
	9 同法第32条第2項の規定による公開による意見の聴取及び告示に係る意見書の写しの農林水産大臣への送付								
	10 同法第32条第3項の規定による意見の聴取に係る通知及び公示								

																		<p>11 同法第33条第3項(同法第6項において準用する場合を含む。)の規定による森林所有者等への通知                  (一) 同法第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係るもの(同法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るものに限る。)                  (二) (一)以外の民有林に係るもの</p>								<p>総合事務所長</p>
																		<p>12 同法第33条第6項において準用する同法第1項の規定による保安林の指定の目的及び解除の理由の告示</p>								
																		<p>13 同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更                  (一) 同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの                  (二) (一)以外の民有林に係るもの</p>								<p>総合事務所長</p>
																		<p>13の2 同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の告示及び所有者等への通知                  (一) 同法第25条第1項第4号から第11号に掲げる目的を達成する必要がある民有林に係るもの                  (二) (一)以外の民有林に係るもの</p>								<p>総合事務所長</p>
																		<p>14 同法第34条第1項又は第2項の規定による保安林における立木の伐採等の許可</p>								<p>総合事務所長</p>
																		<p>14の2 同法第34条第8項の規定による保安林における立木の伐採等の許可に係る伐採の届出の受理</p>								<p>総合事務所長</p>
																		<p>15 同法第34条の2第1項及び第34条の3第1項の規定による保安林における択伐等のための立木の伐採の届出の受理</p>								<p>総合事務所長</p>

		16 同法第34条の2第2項及び第34条の3第2項において準用する同法第34条の2第2項の規定による択伐等の計画の変更の命令							総合事務所長
		16の2 同法第34条第10項及び第34条の2第4項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長への通知							総合事務所長
		17 同法第36条の規定による損失の補償							
		18 同法第36条の規定による損失の補償の受益者の負担の決定等							
		19 同法第38条の規定による法令等に違反した者に対する監督処分							総合事務所長
		20 同法第39条第1項の規定による保安林の指定があつた旨を表示する標識の設置							総合事務所長
		20の2 同法第39条の3第2項の規定による特定保安林の指定の申請及び同条第5項において準用する同条第2項の規定による特定保安林の指定の解除の申請							
		20の3 同法第39条の5の規定による要整備森林に係る施業等の報告							総合事務所長
		20の4 同法第39条の7第1項の規定による要整備森林における保安施設事業の実施							総合事務所長
		21 同法第88条第2項の規定による立入調査等							総合事務所長
		22 同法第88条第3項の規定に係る身分証明書の発行 (一) 総合事務所における所属職員に係るもの (二) (一)以外のもの							総合事務所長
二	森林法施行令(昭和26年政令第276号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の2第3項の規定による許可すべき皆伐面積の限度の公表							
三	森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)に基づ	1 同規則第22条の8第1項第5号から第9号までに掲げる立木の採採の届出の受理							総合事務所長

く知事の権限に属する事務	2 同規則第22条の11第1項第3号及び第4号に掲げる下草等の採取の届出の受理									総合事務所長
	3 同規則第22条の8第1項第10号及び第22条の11第1項第5号の規定による国の機関との協議									総合事務所長
四 森林国営 保険法施行令(昭和28年政令第245号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による保険契約の申込みの承諾若しくは保険証書の交付又は保険契約の申込みを承諾しない場合のその旨の通知									
	2 同令第5条の規定による保険証書の再交付									
	3 同令第6条の規定による保険契約の継続の申込みの承認若しくは保険証書の記載の更正又は保険契約の継続の申込みを承諾しない場合のその旨の保険契約者への通知									
	4 同令第7条の規定による保険証書の記載の更正									
	5 同令第9条の規定による損害の実地調査又はその結果の農林水産大臣への報告									
	6 同令第10条の規定による保険金額及び保険料の減額若しくは保険証書の記載の更正又は保険料の減額の結果保険料の一部を返還すべき場合におけるその旨の農林水産大臣への通知									
五 林業法 法(昭和45年法律第99号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による育種母樹、育種母樹林、普通母樹又は普通母樹林(以下森林保全課の項の五において「指定採取源」という。)の指定									
	2 同法第6条第2項の規定による育種母樹等の保護又は管理に関し必要な処置を講ずること等の指示									総合事務所長
	3 同法第9条第1項又は第21項の規定による指定採取源の指定の解除									
	4 同法第9条第3項の規定による指定採取源の指定の									













から三まで において同 じ。)に係 る知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	もの (三) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円未 満のもの									総合事務所長
	6 土木工事に係る 設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 のもの (二) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円以 上1億円未満の もの (三) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円未 満のもの									総合事務所長
略										
略										
県 略										
八 建設業法 (昭和24年 法律第100 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略									総合事務所長
	3 同法第11条(同 法第17条において 準用する場合を含 む。)の規定によ る変更等の届出の 受理									総合事務所長
	4 同法第12条(同 法第17条において 準用する場合を含 む。)の規定によ る廃業等の届出の 受理									総合事務所長
	5 略									
	6 略									
	7 略									
	8 略									
	9 略									
	10 略									
	11 同法第27条の37 の規定による建設 業団体の届出の受 理									
	12 略									
	13 略									
	14 略									
	15 同法第29条又は 第29条の2第1項 の規定による建設 業者の許可の取消 し (一) 同法第29条 第1項第4号に 該当するもの (二) (一)以外の もの									
	16 略									
	17 略									

から三まで において同 じ。)に係 る知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	工事に係るもの (三) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円未 満の工事に係る もの									総合事務所長
	6 土木工事に係る 設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 の工事に係るも の (二) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円以 上1億円未満の 工事に係るもの (三) 契約の対象 となる部分の金 額が5,000万円未 満の工事に係る もの									総合事務所長
略										
略										
県 略										
八 建設業法 (昭和24年 法律第100 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略									総合事務所長
	3 同法第11条の規 定による変更等の 届出の受理									総合事務所長
	4 略									
	5 略									
	6 略									
	7 略									
	8 略									
	9 略									
	10 略									
	11 略									
	12 略									
	13 同法第29条又は 第29条の2第1項 の規定による建設 業者の許可の取消 し									
	14 略									
	15 略									

18 略						
19 同法第31条第1項の規定による建設業を営む者の業務等についての報告の徴取又は営業所等への立入検査 (一) 一の総合事務所 務所の所管区域内で県が発注した工事の下請取引に係るもの (二) (一)以外のもの						総合事務所長
20 同法第41条第1項の規定による建設業を営む者等に対する指導、助言及び催告 (一) 一の総合事務所 務所の所管区域内で県が発注した工事の下請取引に係るもの (二) (一)以外のもの						総合事務所長
21 略						
22 略						
23 略						
略						
十二 淨化槽法に基づく知事の権限に属する事務(県土総務課の所掌事務に係るものに限る。)	略					
略						
十五 土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略					
10 同規則第34条の2(同規則第36条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による異議申出の機会の付与						
11 同規則第34条の4(同規則第36条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による異議申出書の受理						
12 略						
13 略						
14 略						
15 略						
略						
略						

16 略						
17 同法第31条第1項の規定による建設業を営む者の業務等についての報告の徴取又は営業所等への立入検査						
18 同法第32条第1項の規定による参考人の意見の聴取						
19 同法第41条第1項の規定による建設業を営む者等に対する指導、助言及び催告						
20 略						
21 略						
22 略						
略						
十二 淨化槽法に基づく知事の権限に属する事務	略					
略						
十五 土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略					
10 略						
11 略						
12 略						
13 略						
略						
略						





40 略
41 略
42 略
43 略
44 略
45 略
46 略
47 略
48 略
49 略
50 略
51 同法第55条第1項の規定による河川保全区域における土地の掘削等の許可
52 略
53 同法第57条第1項の規定による河川予定地域内における土地の掘削等の許可
54 略
55 略
56 同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域における土地の掘削等の許可
57 略
58 同法第58条の6第1項の規定による河川予定立体区域における土地の掘削等の許可
59 略
60 略
61 略
62 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの
63 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20、26又は27の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 24の(二)又は25の(三)により許可したものに係るもの (三) 略
64 略

39 略
40 略
41 略
42 略
43 略
44 略
45 略
46 略
47 略
48 略
49 略
50 同法第55条第1項の規定による河川保全区域における土地の掘削等の許可
51 略
52 同法第57条第1項の規定による河川予定地域内における土地の掘削等の許可
53 略
54 略
55 同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域における土地の掘削等の許可
56 略
57 同法第58条の6第1項の規定による河川予定立体区域における土地の掘削等の許可
58 略
59 略
60 略
61 同法第74条第5項の規定による延滞金の徴収
62 同法第75条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20、25又は26の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 23の(二)又は24の(三)により許可したものに係るもの (三) 略
63 略

65 略											
66 略											
67 略											
68 略											
69 同法第92条の規定による廃川敷地等の交換											
70 同法第36条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一) 24の(一)、24の(三)、25の(一)、27の(一)、29の(一)、32の(一)、35の(一)、35の(二)、44又は49に係るもの (二) 24の(四)、25の(二)、27の(二)、32の(三)又は35の(三)に係るもの (三) 20、24の(二)、25の(三)、26、27の(三)、29の(二)、32の(二)、35の(四)、51、53、56又は58に係るもの											
71 略											
略											
治山砂防課	一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務(河川課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第3条の規定による砂利採取業者の登録	—							総合事務所長	
		略									
		2の2 同法第8条第2項の規定による砂利採取業者の承継の届出の受理	—								
		2の3 同法第9条第1項の規定による砂利採取業者の登録事項の変更の届出の受理									
		2の4 同法第10条の規定による砂利採取業者の廃止の届出の受理									
略											
		3の2 同法第13条の規定による砂利採取業者の登録の消除	—								
略											
一の二 鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)に基づく知事の権	1 同条例第8条の規定による指導									総合事務所長	
	2 同条例第11条の規定による採掘認可の公表									総合事務所長	

64 略											
65 略											
66 略											
67 略											
68 同法第92条の規定による廃川敷地等の交換											
69 同法第36条の規定による国の行う河川区域内の土地の占用等の協議 (一) 23の(一)、23の(三)、24の(一)、26の(一)、28の(一)、31の(一)、34の(一)、34の(二)、43又は48に係るもの (二) 23の(四)、24の(二)、26の(二)、31の(三)、34の(三)、50、52、55又は57に係るもの (三) 20、23の(二)、24の(三)、25、26の(三)、28の(二)、31の(二)又は34の(四)に係るもの											
70 略											
略											
治山砂防課	一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務(河川課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第3条の規定による砂利採取業者の登録	—								
		略									
		2の2 同法第8条の規定による砂利採取業者の承継の届出の受理	—								
		2の3 同法第9条の規定による砂利採取業者の変更登録									
		略									
		3の2 同法第13条の規定による砂利採取業者の登録の消除	—								
略											
一の二 鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)に基づく知事の権	1 同条例第8条の規定による指導									総合事務所長	
	2 同条例第11条の規定による採掘認可の公表									総合事務所長	

限に属する事務																						
一 鳥取県の採石規則(平成16年鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項の規定による埋戻し保証を行う機関として適当でないもの認定																					
	2 同規則第5条第1項第3号の規定による同項第1号及び第2号に掲げる機関と同等の能力を有する機関の認定																					
二 採石法(昭和25年法律第291号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条の規定による採石業者の登録																					
	略																					
	2の2 同法第32条の6第2項の規定による採石業者の承継の届出の受理																					
	2の3 同法第32条の7第1項の規定による採石業者の登録事項の変更の届出の受理																					
	2の4 同法第32条の8の規定による採石業の廃止の届出の受理																					
	略																					
	3の2 同法第32条の11の規定による採石業者の登録の消除																					
	略																					
	5 同法第33条の規定による岩石の採取箇の認可																				総合事務所長	
	6 同法第33条の5第1項の規定による岩石採取箇の変更の認可																				総合事務所長	
	略																					
10 同法第33条の6の規定による市町村長への通報																				総合事務所長		
11 同法第33条の9の規定による認可採取箇の変更の																				総合事務所長		
限に属する事務	二 採石法(昭和25年法律第291号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条の規定による採石業者の登録																				
		略																				
		2の2 同法第32条の6の規定による採石業者の承継の届出の受理																				
		2の3 同法第32条の7の規定による採石業者の変更登録																				
		略																				
		3の2 同法第32条の11の規定による採石業者の登録の消除																				
		略																				
		5 同法第33条の規定による岩石の採取箇の認可 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取箇で砕石区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの																				総合事務所長
		6 同法第33条の5第1項の規定による岩石採取箇の変更の認可 (一) 5の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの																				総合事務所長
		略																				
		10 同法第33条の6の規定による市町村長への通報 (一) 5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの (二) (一)以外のもの																				総合事務所長
11 同法第33条の9の規定による認可採取箇の変更の																				総合事務所長		



略									
六 鳥取県少防指定地等管理条例 (平成15年鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	略	5 略							総合事務所長
	5の2 同条例第10条第11項別表の1の竹木又は雑木の採択料及び2の発電に係る工作物の占用料の決定								
略									
略									
十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成22年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	略	3 同法第6条第3項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取							総合事務所長
	略	5 同法第8条第3項 (同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取							総合事務所長
略									
	9 同法第13条第2項の規定による勧告								総合事務所長
	10 同法第14条 (同法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の協議 (一) 開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
	11 略								
	12 略								
略									
略									
空 港 港 湾 課	一 土木工事 (空港整備事業 (鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項のから	略	5 土木工事及び電機設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金						

略									
六 鳥取県少防指定地等管理条例 (平成15年鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	略	5 略							
略									
略									
十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成22年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務	略	3 同法第6条第3項の規定による市町村長の意見の聴取							総合事務所長
	略	5 同法第8条第3項の規定による市町村長の意見の聴取							総合事務所長
略									
	9 同法第14条の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の協議 (一) 開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
	10 略								
	11 略								
	12 同法第16条第4項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の協議 (一) 9の(一)で協議したものに係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
略									
略									
空 港 港 湾 課	一 土木工事 (空港整備事業 (鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項のから	略	5 土木工事及び電機設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金						

<p>三までにおいて同じ。)及び港湾・漁港・海岸整備事業(鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業をいう。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)に係る土木工事に係る。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>額が1億円以上のもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの (1)及び(2)略</p>															
<p>6 土木工事及び電気設備工事に係る土木工事に係る。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>6 土木工事及び電気設備工事に係る土木工事に係る。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾線の項の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>															
略	略															略

別表第3(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 行政保健部 人権 地域づくり支援課 暮らしの安心局 経済産業課 雇用人材課 産業振興課 市緑野行局 森林・林業課 農林総合研究所及び水産振興部の附属職員に係る事務管理権限

所 属 名	事 項 種類 内 容	事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称
		知事		専決権者			委任権者		
		部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長	
人 事 ・ 評 価 室	略								
二 地方自治 法に基づく 知事の権限 に属する事 務	3 次は得ずる者の任 免 (一)-(三) 略 (四) 地方公務法 第3条第31項第3 号に規定する特別 職の職員(人事関 係維持法を要領 3の(1)のイの (イ)に該当する 非常勤職員に限 る。)に係るもの								
三 職員の任 用に関する 規則(昭和27 年職員 人事委員会 規則第11 号)に基づ く知事の権	5 同規則第9条第1 項第4号及び第7号 に規定する職の採 用の選考								

別表第3(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 行政保健部 人権 地域づくり支援課 経済・雇用政策課 産業振興課 市緑野行局 農林総合研究所及び水産振興部の附属職員に係る事務管理権限

所 属 名	事 項 種類 内 容	事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称
		知事		専決権者			委任権者		
		部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長	
人 事 ・ 評 価 室	略								
二 地方自治 法に基づく 知事の権限 に属する事 務	3 次は得ずる者の任 免 (一)-(三) 略 (四) 地方公務法 第3条第31項第3 号に規定する特別 職の職員(人事関 係維持法を要領 別表第1に掲げる 非常勤職員に限 る。)に係るもの								
三 職員の任 用に関する 規則(昭和27 年職員 人事委員会 規則第11 号)に基づ く知事の権	5 同規則第9条第4 号に規定する職への 採用の選考								